

別添

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」の一部を改正する新旧  
対照表

平成 2 年 12 月 27 日付け官鉄保第 127 号、貨技第 144 号  
改正 平成 26 年 2 月 19 日付け国鉄安第 72 号、国自環第 210 号

新	旧
<p>別添 2</p> <p>核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成 2 年運輸省告示第 596 号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 59 条第 2 項に規定する確認の申請<u>及び</u>規則第 19 条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>別添 2</p> <p>核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成 2 年運輸省告示第 596 号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 59 条第 2 項に規定する確認の申請<u>、</u>規則第 19 条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）<u>及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 99 号）第 2 条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請</u>等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p>

2. (1) ~ (19) (略)

(20) 規則第17条の2第6項関係

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項の取扱いについては、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」(平成20年12月22日20文科科第919号、平成20・10・07原院第3号、国総技第84号)を踏まえ適切に管理すること。

(21) 規則第17条の2第7項関係

妨害破壊行為等の脅威に対応しなければならない核燃料輸送物等を運搬する場合には、その運搬に先立ち必要に応じ講じる防護措置について、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課と十分な時間的余裕をもって打ち合わせを行うこと。

(22) (略)

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること。

(1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

2. (1) ~ (19) (略)

(20) 規則第17条の2第6項関係

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項の取扱いについては、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」(平成17年11月28日17文科科第640号、平成17・11・22原院第5号、国総技第74号)を踏まえ適切に管理すること。

(21) 規則第17条の2第7項関係

妨害破壊行為等の脅威に対応しなければならない核燃料輸送物等を運搬する場合には、その運搬に先立ち必要に応じ講じる防護措置について、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課と十分な時間的余裕をもって打ち合わせを行うこと。

(22) (略)

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること(原子炉等規制法第61条の27に規定する機構の行う運搬方法確認に係るものを除く。)。

(1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

(2) (略)

#### 4. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

(2) (略)

#### 4. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

## 5. (削除)

### 5. 積載方法承認の申請等

#### (1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

#### (2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。

(ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。

(ハ) 原子炉等規制法第59条第2項に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。

(二) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

#### (3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

#### (4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（次に掲げる変更に限る。）には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

(イ)車両の型式に変更がない場合

(ロ)けん引自動車を変更する場合

(ハ)国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車（ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。（以下「コンテナセミトレーラ」という。））を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合

別表第1（略）

別表第2

記載事項	記載要領等
------	-------

別表第1（略）

別表第2（削除）

- |  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>1. 申請書本文</p> <p>2. 運搬しようとする放射性輸送物の基 準適合状況</p> <p>3. 運搬しようとする核燃料物質等の種類</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。<br/>なお、申請者は、原子炉等規制法第59条第2項の確認申請時の申請者又は同法第59条第3項の容器承認の申請者と同法第59条第2項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</li><li>○ 原子力規制委員会の容器承認の番号を記載すること。</li><li>○ 容器に収納される核燃料物質等の種類を記載すること。<br/>また、核燃料輸送物に防護対象特定核燃料物質が収納されている場合には、運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第12号）第2条の申請の際記載する、運搬される特定核燃料物質の区分（区分I、区分II又は区分III）を記載すること。</li></ul> |
|--|--|---|

	<p>4. 承認を受けようとする積載方法</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 外観図</p> <p>(3) 固縛に使用する用具、架台等</p> <p>(4) 運搬に係る車両</p> <p>(5) 固縛作業</p>	<p>III) を併記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質に該当する場合は、その旨を記載すること。</li> <li>○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。</li> <li>○ 主要な箇所には寸法を記入すること。</li> <li>○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。</li> <li>○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</li> </ul> <p>5. 運搬実施体制</p>
--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。</li> <li>○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。</li> <li>○ 運搬統括責任者、運搬実施体制、<u>見張人</u>、同行する専門家、その他運搬従事者、運搬要領、事故時の措置等を記載すること。</li> </ul>
備考		
<p>1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。</p> <p>2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。</p>		

別表第3（削除）

別表第3

添付書類	記載要領等
------	-------

1. 車両に関する説明

○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。

また、自動車により運搬する場合は運搬に使用される車両の自動車検査証の写しを添付すること。

2. 予定される運搬に関する説明

○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、通行の距離等について説明すること。

3. 強度計算書

○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。

4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明

○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに

5. 承認容器について

		<p>使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。</p> <p>○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたこと証する書面を添付すること。</p> <p>○ 当該運搬において、国土交通大臣による確認を受けている場合はその輸送物運搬確認証の写しを添付すること。</p> <p>○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。</p>
--	--	--

別表第2 申請先（略）

第1号様式（略）

第2号様式（略）

第3号様式（削除）

別表第4 申請先（略）

第1号様式（略）

第2号様式（略）

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号

年 月 日

申請者の氏名

㊞

又 は 名 称

住 所

連 絡 先

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令第2条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。